財産承継・事業承継・資産運用が専門です

A³ NEWS

dvanced
SSET
dvisors'

Aキューブニュース
平成21年2月1日
No.035

Q、自社株に対して相続税 80%控除されるようになったのでしょうか？

A、80%の「納税猶予」制度が新設されます。

平成21年度税制改正において新設されます。
あくまで「納税猶予」です。つまり先送りです。税負担を免除・減額する制度ではありませんのでご注意ください。

【対象となる中小企業】
中小企業基本法の中小企業・・各業種ごとの資本金基準また従業員基準を満たすこと

【先代経営者】
- 会社の代表者（だった）
- 同族関係者とあわせて議決権総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主

【後継者】
- 会社の代表者
- 相続後、同族関係者とあわせて議決権総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主
- 先代経営者の親族

【対象となる株式】
- 議決権総数の2／3までの株式

以上の要件に加えて重要なのは、事前に（元気なうちに）経済産業大臣の「確認」が必要ということです。経営承継に取り組んでいるか否かの確認です。
何もせず相続を迎えたら適用できる制度ではありません。
また、相続後5年間の事業継続要件や株式保有要件もあります。
要件から外れると納税猶予額と利子税を納付しなければなりません。
まだまだ細かい要件がありますのでお問合せください。

（京都税理士法人　徳田）